

65歳以上の人の介護保険料をお知らせします

平成28年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。
このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

■特別徴収（年金天引きからの直接納付）

4・6・8月の納付額は、平成28年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成28年2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります。）

■普通徴収（納付書・口座振替による納付）

4月から7月までは平成28年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成27年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。

平成28年度の納入通知書は、4月中旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

□口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免等の制度があります。

また、保険料段階が第2段階または第3段階の人を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。

詳しくは、多久市地域包括支援センターか佐賀中部広域連合へ問い合せください。

◆4月2日以降に65歳になる人

介護保険料の通知書を65歳になる月（誕生日の前日の属する月）の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により納期限までに納付してください。

年金天引きの開始は、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。

平成28年度 65歳以上の人の段階別介護保険料額

保険料段階	世帯状況	対象者	算式	保険料
第1段階	世帯全員の住民税が非課税	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45 (軽減後)	月額 2,372円 (年額28,464円)
第2段階		前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	月額 3,953円 (年額47,436円)
第3段階		前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 ×0.75	月額 3,953円 (年額47,436円)
第4段階	世帯に課税者がいる場合で、本人の住民税が非課税	前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	月額 4,743円 (年額56,916円)
第5段階		前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	月額5,270円 (年額63,240円)
第6段階		前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	月額 6,324円 (年額75,888円)
第7段階	本人の住民税が課税	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	月額 6,851円 (年額82,212円)
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	月額 7,905円 (年額94,860円)
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.7	月額 8,959円 (年額107,508円)
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.9	月額 10,013円 (年額120,156円)
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×2.1	月額 11,067円 (年額132,804円)

▶ 問い合わせ 多久市地域包括支援センター ☎75-6033
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135